



○か×か？やってみよう！『契約クイズ』

- Q1. 契約書面を作成しなくても契約はできる。
Q2. 未成年者が親に内緒で中古車購入契約をした。親はこの契約を取り消すことができる。
Q3. ディスカウントショップでパソコンを購入したが8日間は返品できる。
Q4. インターネットショップで靴を購入した。サイズが合わない場合はクーリングオフできる。
Q5. 痩身エステを半年間30万円で契約したが、高額なので解約したい。8日間はクーリングオフできる。

★答えと解説★

○=9 ×=7 ×=8 ○=2 ○=1)≧景

- ☆ Q1：当事者双方の合意があれば契約は成立する。
☆ Q2：未成年者が結婚している、小遣いの範囲内と思われる契約の場合などの例外は除き取り消し可能。
☆ Q3・Q4：店舗購入、インターネット販売(通信販売)なのでクーリングオフ制度は適用されない。ただし通信販売は返品可否の記載義務がある。
☆ Q5：エステ契約であり、支払額5万円以上で1カ月を超えるサービス提供なので特商法^{*}における特定継続的役務提供にあたりクーリングオフ制度の適用がある。

※特商法…「特定商取引に関する法律」業者と消費者との間に紛争が生じやすい取引(訪問販売など)について勧誘行為の規制や、クーリングオフ制度を設けることで取引の公正性と消費者被害の防止を図るための法律。

消費生活に関するご相談は
牛久市消費生活センターへ

<相談日>

月～金曜日(午前9時～午後4時)

<問い合わせ>

牛久市消費生活センター

☎830-8802 FAX830-8803

みんなの 農業

UFOクラブの インターンシップ制度

親子や保育園を対象にして農業体験を企画してきた若い農業者グループ UFO クラブ(五十嵐達也会長)が、今年はひたち野うしくにある学校法人晃陽学園つくば栄養調理製菓専門学校(今井恭子校長)とインターンシップ制度に取り組んでいます。

初年度はりんごに挑戦。受け入れる長沼りんご園(島田町)の長沼雅之さんも UFO のメンバーです。早速5月22日に農業体験が行われました。6人の学生の皆さんは、長沼さんに指導を受けながら、摘果作業と袋掛け作業を体験。摘果作業では良い実だけを選んで残し、袋掛け作業では「ろう袋」という日光を通す袋を実に掛けます。約2時間、参加者全員がもくもくと作業に励みました。そして汗を流した後は、お待ちかねのバーベキュー！和やかに交流会が行われました。

今後は、りんごの収穫はもちろん UFO クラブの野菜を使ったレシピ作成の課題や、学園祭で農業体験の様子が展示される計画も。作物が育ち、収穫され、料理になるというプロセスを経験したことそのものが、参加者全員にとって、大きな収穫物になるといえそうです。



問い合わせ 市農業政策課 ☎内線1521、1522